

高知県貸金業行政処分要領の一部改正案 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>第2章</p> <p>（事実の確認及び改善指示）</p> <p>4 立入検査、苦情の申出又は他の行政庁からの通報等により、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認める事案の発生を了知した場合には、当該事案に関する貸金業者からの報告書の徴収若しくは事情聴取又は立入検査等を行うことにより、事実の確認を行い、これにより資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認める事案を確認したときにおいて、当該事案に関する貸金業者に対して口頭又は文書で改善を指示する。ただし、早急に資金需要者等の利益を図る必要があると認められるときは、この指示を省略し、5以降の処理を行うことができる。</p> <p><u>〔削除〕</u></p>	<p>第2章</p> <p>（事実の確認及び改善指示）</p> <p>4 立入検査、苦情の申出又は他の行政庁からの通報等により、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認める事案の発生を了知した場合には、当該事案に関する貸金業者からの報告書の徴収若しくは事情聴取又は立入検査等を行うことにより、事実の確認を行い、これにより資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認める事案を確認したときにおいて、当該事案に関する貸金業者に対して口頭又は文書で改善を指示する。ただし、早急に資金需要者等の利益を図る必要があると認められるときは、この指示を省略し、5以降の処理を行うことができる。</p> <p><u>なお、当該事案が当該貸金業者が選任した貸金業務取扱主任者によって発生したものであって、貸金業に関する法令の規定に違反していることが明らかなときは、法第12条の3第9項の規定に基づき、当該貸金業者に対し、当該貸金業務取扱主任者の解任を勧告することができる。</u></p>
<p>第3章</p> <p>（停止処分案の策定）</p> <p>10 停止処分を課することが適当であると判断した場合には、停止処分案を定める。なお、停止処分の基本的な量定は、<u>別表</u>に定めるところによる。</p>	<p>第3章</p> <p>（停止処分案の策定）</p> <p>10 停止処分を課することが適当であると判断した場合には、停止処分案を定める。なお、停止処分の基本的な量定は、<u>別表1及び別表2</u>に定めるところによる。</p>
<p>第3章の3</p> <p>（聴聞）</p> <p>24 <u>知事は、17から22までの規定は、役員解任命令を行おうとする場合であって、聴聞を行う必要があると認めるときについて準用する。</u></p>	<p>第3章の3</p> <p>（聴聞）</p> <p>24 <u>知事が役員解任命令を行おうとする場合で、聴聞を行う必要がある場合に、行う聴聞の手続等に関しては、行政手続法第3章第2節及び高知県聴聞手続規則に基づき行うこととし、原則として次に掲げるとおり取り扱うものとする。</u></p>

高知県貸金業行政処分要領の一部改正案 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(1)～(4) <u>〔削除〕</u></p> <p>25～28 <u>〔削除〕</u></p> <p>第4章</p> <p><u>25</u> （略）</p> <p>（聴聞）</p> <p><u>26</u> 知事は、<u>17</u> から <u>22</u> までの規定は、法定取消処分を行おうとする場合であって、聴聞を行う必要があると認めるときについて準用する。</p> <p>(1)～(4) <u>〔削除〕</u></p> <p>31～35 <u>〔削除〕</u></p> <p>第5章</p> <p><u>28・29</u> （略）</p> <p>（代表者に対する警告）</p> <p><u>30</u> 知事は、<u>29</u>の規定により現住所の確認をした場合は、個人の場合はその個人の現住所に、法人の場合は代表者の現住所に、警告文を配達証明郵便により送付する。</p>	<p>(1)～(4) （略）</p> <p>25～28 （略）</p> <p>第4章</p> <p><u>29</u> （略）</p> <p>（聴聞）</p> <p><u>30</u> 知事は、法定取消処分を行おうとする場合であって、聴聞を行う必要があると認める場合に行う聴聞の手続等に関しては、行政手続法第3章第2節及び高知県聴聞手続規則に基づき行うこととし、原則として次に掲げるとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>31～35 （略）</p> <p>第5章</p> <p><u>36・37</u> （略）</p> <p>（代表者に対する警告）</p> <p><u>38</u> 知事は、<u>37</u>の規定により現住所の確認をした場合は、個人の場合はその個人の現住所に、法人の場合は代表者の現住所に、警告文を配達証明郵便により送付する。</p>

高知県貸金業行政処分要領の一部改正案 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（役員等に対する警告文）</p> <p><u>31</u> 知事は、<u>30</u>に規定する警告文が到達しない場合は、個人の場合は重要な使用人及び貸金業務取扱主任者全員のの現住所に、法人の場合は役員、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者全員の現住所に、同警告文を配達証明郵便により送付する。</p> <p>（所在不確知の公告等）</p> <p><u>32</u> 知事は、<u>29</u>から<u>31</u>に規定する処理を行っても警告文が到達しない貸金業者又は到達してから必要な連絡を取らない貸金業者については、公報に所在を確知することができない旨の公告を行う。また、警告文が到達している貸金業者については、当該公告の日に<u>31</u>の規定を準用し、最終警告文を発送する。</p> <p>（所在不明取消処分の決定）</p> <p><u>33</u> 知事は、所在不明取消処分を、<u>32</u>の規定により行った公告の日から30日を経過し、かつ、当該貸金業者から申出がない場合（<u>32</u>に規定する最終警告文の返送を含む。）に決定する。</p> <p>附則 本要領は、平成19年12月19日から施行する。</p> <p><u>附則 本要領は、平成22年6月18日から施行する。</u></p> <p>（別表）</p>	<p>（役員等に対する警告文）</p> <p><u>39</u> 知事は、<u>38</u>に規定する警告文が到達しない場合は、個人の場合は重要な使用人及び貸金業務取扱主任者全員のの現住所に、法人の場合は役員、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者全員の現住所に、同警告文を配達証明郵便により送付する。</p> <p>（所在不確知の公告等）</p> <p><u>40</u> 知事は、<u>37</u>から<u>39</u>に規定する処理を行っても警告文が到達しない貸金業者又は到達してから必要な連絡を取らない貸金業者については、公報に所在を確知することができない旨の公告を行う。また、警告文が到達している貸金業者については、当該公告の日に<u>39</u>の規定を準用し、最終警告文を発送する。</p> <p>（所在不明取消処分の決定）</p> <p><u>41</u> 知事は、所在不明取消処分を、<u>40</u>の規定により行った公告の日から30日を経過し、かつ、当該貸金業者から申出がない場合（<u>40</u>に規定する最終警告文の返送を含む。）に決定する。</p> <p>附則 本要領は、平成19年12月19日から施行する。</p> <p>（別表1）（別表2）</p>